

容積、即ち二合五勺。』

「大言海」（大槻文彦）に『こなから（名）（小半）〔半分、即ち、なからナリ。半分、又半分ナレバ小なからナリ。物ノ四割一（ヨツワリヒトツ）、又四分ノ一ノ称ニテ、四半分トモ云フ。小半（コナカラ）ノ字ヲ音読シテ小半（コハン）ト云フ、半升ノ半分ヲ、小半斤（四半斤）ト云フ、是レナリ。小半時（コハントキ）、豆腐ノ小半挺（コハンテウ）皆同ジ〕

（一）米、二合五勺ノ称、五合枴ヲなから枴ト云フ。

（二）酒、二合五勺ノ称。酒一升を一斤ト云フ、其小半斤ナリ。』

姓に「二合半」（こなから、こならか）があり、また地名にもある。「遺臣伝」（子母沢寛）に『牛込もちの木坂とお濠の上から上って来る二合半坂（こなからざか）のぶつかる角屋敷……』。「歴史の中の単位」（小皇袈裟勝）に『日本でも昔甲州には3升が1升の大ますがあって、その半分入りのますをなから、またその半分のますを小なからと呼んだ。なからはなかばを意味する甲信地方の言葉である。』とある。

資料 大言海（大槻文彦）

仙台方言考（真山青果、「真山青果全集」第15巻、同新版第17巻の内）

仙台方言集（土井八枝）

仙台の方言（土井八枝）

目伝的仙台弁（石川鈴子）

方言（藤原 勉、「宮城県史」20の内）

岩手方言集（小松代融一）

東北方言集（仙台税務監督局編）

128 滝沢神社境内の芭蕉句碑について

問 滝沢神社の芭蕉句碑の句は、案内板の説明通りとすれば、季が合いません。確かに、芭蕉が此処を参拝した時の作なのでしょう。

答 この句碑〔滝沢神社の「梅月碑」〕について、問題の案内板には、次の通りのことが記されています。

『蕉翁碑再元〔マヽ〕解説

俳聖松尾芭蕉が元禄二年五月奥の細道旅路の途に画工加右衛門（俳号和風軒加之）の案内にて滝

沢神社に立ち寄り次の句を残された。

「はるもややけしきととなう月と梅」^{××××} | 安政^{××}戊子^{××}仲春当時の俳人仏朔、来巴、鳴鶴、馬年、日人⁽¹⁾
等三十一人にてこの芭蕉翁句碑を建てた 月梅碑として県内でも数少い芭蕉句碑なれば誠に貴重
なものとして新聞雑誌等にも^{××××}報道されたものである。

昭和二十年七月十日未明米軍の大空襲にて爆弾や焼夷弾の被害のため八つ割となったのを俳人美仙等がこれを惜しみ拾い集めて後日仮宮設置時に継ぎ合せ頭部破片が見あたらずそのまま原型保存することが出来たその後歳月の経過によりセメント力価の効果を失い又々破損したものを神社総代会のお世話にて石工技術にて金属心棒を入れて完全に継ぎ合せ自然石に刻し込み台石の安定を得て此処に再元〔マヽ〕したものである。

昭和五十一年五月十五日

滝沢神社」

以上の説明文は、かなり不用意に書かれたもので、その前半には幾つかの誤まりを含んでいます。お尋ねのような疑問点の生ずるのは、当然のことです。芭蕉は元禄2年〔1689〕5月4日仙台に入り、8日多賀城へ向けて出立しています。その間に、芭蕉は滝沢神社などを訪れていないのです。彼自身の「奥の細道」にも、「曾良随行日記」にも何の記事もありません。忙しい日程の中で、特に足を運ばねばならなかった程のところでもなく、「画工加右衛門の案内で立ち寄り……」とあることを立証する資料など、勿論存在しません。次に「春もやや……」は滝沢神社を訪れた時の作であるとする説明は、既に根本が崩れているので成り立たないということになります。この句は、芭蕉来仙の時にはまだ生れていなかったもので、実にその4年後の元禄6年〔1693〕正月、高弟許六郎を訪れ4、5日逗留した際、紅梅画讃として詠んだ句であります。同月20日に、谷木因〔たにもくいん〕宛、年始到来品の礼状の書中にもこの句を書き込んでいる事実があります。勿論、季は春であって、4年前芭蕉が仙台に来た5月〔旧暦〕即ち夏の季とは甚だ食い違います。かりにも、このような句を芭蕉たる人が残して行く筈がありません。

碑背には、建碑者の⁽²⁾俳名が刻まれているだけで、建碑の趣意に類することなど1行も記されていません。真に、案内板通り芭蕉の遺跡であるならば、そのことが特筆大書されてあるべきです。

芭蕉句碑は、全国に1,385基以上もあります。建碑の場所は、必ずしも芭蕉が足跡を印したところとは限らず、刻まれた句もまた、その地とゆかりのあるものばかりではありません。滝沢神社の句碑もその一つであって、「春もややけしきとのふ月と梅」が、仙台滝沢神社の専有でないこと、即ち問題の案内板の誤りを、更に明確に正すためにも、全国の芭蕉句碑の中で「春もやや……」の句を刻んだもの43基の所在を列挙して置きます。これらの碑の中には「朧塚」「翁塚」「梅塚」「翁梅塚」「梅月碑」「梅林塚」「梅見塚」などと呼ばれるものもあり、また仙台の梅月碑よりも、建碑年代の古いものも存在します。(○印は古いもの)。

1. 岩手県東磐井郡藤沢町前沢

2. 岩手県大船渡市盛町天神沢
- ×3. 宮城県仙台市本町2丁目11-17滝沢神社
 4. 福島県会津若松市博労町渡辺庭（弘化2）
 - ⑤ 茨城県古河市正定寺（享和3）数句併刻
 6. 群馬県佐波郡境町三夜堂（天保12）
 7. “ 東国定赤城神社（明治16）
 8. “ 藤岡市上戸塚神社前（明治27）
 - ⑨ 埼玉県行田市若小玉竹内庭（寛政5）
 10. “ 羽生市上羽生毘沙門堂（明治20）
 11. “ 比企郡小川町大塚八幡宮
 12. “ 大里郡寄居町富田不動尊（明治21）
 13. 東京都墨田区寺島1丁目百花園（天保7）
 14. “ 足立区千住3丁目氷川神社
 15. “ 中央区築地3丁目本願寺別院
 16. “ 渋谷区原宿1丁目竜眼寺
 17. “ 日野市百花園（明治20）
 18. 横浜市港北区北綱島町飯田庭
 - ⑲ 新潟県十日町市聖聚院（寛政4）
 20. 長野県北佐久郡望月町竹ノ城
 21. “ 長野市古牧五分一天神社
 22. “ 茅野市玉川山田
 23. “ 飯田市愛宕神社
 24. 石川県鳳至郡穴水町来迎寺
 25. 山梨県甲府市太田町公園（天保7）
 26. 静岡県焼津市小川海蔵寺（嘉永7）
 27. “ 浜名郡浜北町尾野金毘羅宮
 28. 三重県松阪市愛宕町菅相寺
 29. 奈良県桜井市初瀬崇蓮寺（明治20）
 30. 兵庫県西宮町西宮神社（天保14）鬼貫句併刻
 31. 岡山県邑久郡長船町土師正運寺（安政5）
 32. 山口県防府市酒垂公園
 33. 高知県須崎市須崎円竜寺（天保11）
 34. 愛媛県八幡市矢野町八幡神社（万延元）

35. 愛媛県北条市倉紡前法然寺（明治4）
36. " 越智郡吉海町高麗寺
- ③7. 福岡県三猪郡筑邦町玉垂神社（文化11）
38. " 八女市平田稲荷社（天保14）
39. " 甘木市立石神社（明治2）
40. 佐賀県唐津市西寺町近松寺（大正5）
41. " 藤津郡塩田町本応寺
42. 長崎県佐世保市福石町犬塚庭（昭和21）
43. 熊本県山鹿市長源寺（天保11）

注(1) 文政戊子（文政11年〔1828〕）の誤り。碑文もこのように刻んである。安政時代に戊子の干支はなかった。

注(2) 碑背に建碑関係者31人の姓名が下記の通り2段に刻まれている。〔以前断片のまま地面に倒伏して置かれてあった時は見る事ができなかった。〕

発起

仏朔	月菜
主事	琴松
来巴	月哉
補助	文叟
鳴鶴	旧邨
馬年	可涼
柳邨	岩沼
鬼丸女	鳳台
清女	一步
楚臼	狐穴
雄淵	石巻
日人	普峨
禾州	一品
宗□	岩谷堂
麦園	□山
百非	岨菊女
凡田	道成
子孝	馬国

資料 芭蕉事典（松尾靖秋〔等〕編）